

70歳未満の人

令和8年8月から令和9年7月

所得区分		入院＋外来【月間上限】 (世帯ごと)	入院＋外来【年間上限】 (世帯ごと)
ア	旧ただし書所得 ※1 901万円超	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1％ <多数回該当：140,100円>	1,680,000円
イ	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1％ <多数回該当：93,000円>	1,110,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1％ <多数回該当：44,400円>	530,000円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	61,500円 <多数回該当：44,400円>	530,000円 ※3
オ	住民税非課税 ※2	36,900円 <多数回該当：24,600円>	290,000円

- ※1 旧ただし書所得…保険税所得割の課税対象額のこと、総所得から基礎控除を差し引いたもの。
- ※2 非課税世帯…世帯主と国民健康保険加入者全員が市県民税（住民税）非課税の世帯のこと。
- ※3 旧ただし書所得が86万円未満の区分に該当すると確認できた人は、41万円が適用される。